規定名＄＄　新型コロナウイルス感染症特別対策実施要綱（JForest系統版　感染症予防対策パソコン導入助成事業）

規定分類＄＄ 基本規定

基本種類＄＄ 業務にかかる金庫・系統間の取決め

規定所管部＄＄ 営業企画部

実施日＄＄ 2020/11/30

# 新型コロナウイルス感染症特別対策実施要綱

# （JForest系統版　感染症予防対策パソコン導入助成事業）

### （基本規定）

制定2020.11.30　2020営企森特発第39号

農林中央金庫

（要綱の位置づけ）

第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症特別対策（以下「本対策」という。）の実施に関し、金庫、森林組合等との間の必要な事項を定めるもの。

（用語の定義） 第２条

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 内容 |
| 感染症予防対策パソコン導入助成事業 | 新型コロナウイルス感染症の予防対策として、森林組合等に対し、パソコン導入費用の半額助成をする施策をいう。 |
| 森林組合等 | 森林組合、森林組合連合会、全国森林組合連合会をいう。 |
| JAML | JA三井リース株式会社をいう。 |
| 金庫 | 農林中央金庫をいう。 |

（目的）

第３条 本対策は、新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に影響を受けた、森林組合等に対し、パソコン導入費用の一部を金庫が助成することにより、新型コロナウイルス感染症の予防徹底を図ることを目的とする。

（本対策の内容等）

第４条

１　本対策の内容

金庫は第３条の目的の達成のため、森林組合等におけるパソコン導入費用（リース費用）の助成を行う。

２　助成対象

森林組合等が2021年３月31日までに、JAMLとリース契約（５年間）を締結したパソコン１台を助成対象とする。原則として、中途解約不可。

なお、インターネット回線費用については助成対象外とする。

３　助成額

パソコン導入費用の1/2相当を助成する。

４　助成にかかる考え方

1. 森林組合等が助成対象のパソコンを導入し、リモートによる面談等を実施することを通して、森林所有者等の新型コロナウイルス感染症の予防徹底を図ること。これにより、2019年度から開始された森林経営管理制度における森林所有者との面談を含め、リモートで森林所有者、組合員、利用者等と円滑なコミュニケーションを図るとともに、森林整備をはじめとする森林組合等の事業遂行を目指す。
2. 広報誌等を通じて、森林所有者、組合員、利用者等に対して広く発信することで、森林所有者、組合員・利用者等に周知されていること。
3. 本事業の活用にあたり、行政の支援施策と重複がないこと。

（助成手続）

第５条

１　申請

森林組合等は、「新型コロナウイルス感染症特別対策申請書（感染症予防対策パソコン導入助成事業）」（様式１）を2020年12月18日必着にて金庫各部店あてに提出する。

２　助成決定・助成金の支払い

金庫は申請内容を確認・審査のうえ所定の権限にて助成可否を決定し、「新型コロナウイルス感染症特別対策助成決定通知書（感染症予防対策パソコン導入助成事業）」（様式２）により森林組合等あて発行する。

森林組合等は、JAMLとリース契約（５年間）を締結のうえ、JAMLの依頼に基づき、パソコン導入費用の1/2相当について、2021年３月31日までに一括で前払いする。

金庫はJAMLから申請者の契約事実が確認できる書類、および請求書の提出を受け、パソコン導入費用の残額を、2021年５月31日までにJAMLの指定口座に支払う。

３　その他

金庫は助成対象事業の確認・審査や助成金支出の決定にあたり、必要がある場合は森林組合等に対し追加で資料の提出を求め、森林組合等はこれに応えるものとする。

（助成金の返還に関する事項）

第６条 金庫は森林組合等が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、助成金の支払いの中止または既に支払った助成金の全部もしくは一部の返還請求、またはその両方を行うことができる。

* + 助成対象事業について申請内容等と重大な齟齬が確認されたとき
	+ その他、法令違反や本助成の目的等に照らして助成することが適当ではないと判断されたとき

（対外公表）

第７条 金庫は、本事業について金庫の判断により対外公表を行うことができるものとする。

（個人情報の取扱い）

第８条

１　本事業により入手した個人情報は、金庫において個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理する。

２　当該個人情報は、本事業に関する事項として、その手続きのためのみに利用する。

以　上

附　則（2020営企森特発第39号）

（実施日）

この要綱は、2020年11月30日から実施し、2020年10月１日から遡及して適用する。